

経済産業省令第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条、第二条及び別表第一、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項及び第五項及び別表の規定に基づき、並びに同法を実施するため、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

経済産業大臣 直嶋 正行

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号イ（二）中「精度が〇・二マイクロメートル未満のプローブを用いてドイツ技術者協会

の規格（VDI/VDE二六一七）」を「国際規格」に、「測定の不確かさ」を「最大許容長さ測定誤差」に改め、同条第三十八号口中「直径の最小値」を「呼び径」に、「五ミリメートル」を「5A」に改め、もののうち、「アルミニウム」を「内容物と接触するすべての部分がアルミニウム」に改める。

第二条第一項第二号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニからリまでをロからトまでとし、同条第二項第七号に次のように加える。

リ セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの
- (二) 酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの
- (三) 酸化ジルコニウム

第二条第二項第十一号中「又は検出器」を削り、同号イ中「使用することができる」を「使用するように設計した」に改め、同号ロ中「ことができる」を「ように設計した」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 検出器

ロ センサーデバイス

ハ センサーカートリッジ

第二条の二第一項第一号中「、ホワイトボックスウイルス」を削り、同条第二項第四号中「ただし、」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの

(一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

(二) 使い捨ての部分品を使用するもの

第三条第七号タを次のように改める。

タ 次のいずれかに該当する推進薬

(一) 一キログラム当たりの発熱量が四〇、〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の固体及び液体の混合燃

料

(二) 二〇度の温度かつ一気圧において計測した一立方メートル当たりの発熱量が三七、五〇〇、

〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の燃料及び燃料添加剤（化石燃料又は植物に由来する有機物を原材

料として製造される燃料を用いて製造したものを除く。)

第三条第七号に次のように加える。

ク 四・五・ジアジドメチル・二・メチル・一・二・三・トリアゾール

ヤ メチル・ニトラトエチルニトラミン

マ エチル・ニトラトエチルニトラミン

ケ ブチル・ニトラトエチルニトラミン

フ ビス(ニ・ニ・ジニトロプロピル)アセタール

コ ビス(ニ・ニ・ジニトロプロピル)フォルマール

第三条第十一号中「五〇〇キログラム以上の」を削り、同号イ中「フィラメントワインディング装置」

の下に「又はファイバープレイスメント装置」を加え、「包み及び巻く作業」を「包み作業及び巻き作業

」に改め、同条第十六号イ中「五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬するこ

とができるロケット、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することがで

きるロケット)に使用することができるものに限る。又は同号ロ」を「ペイロードを三〇〇キロメートル

以上運搬することができるロケット、無人航空機又は第二号」に改め、同号口中「又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機」を削り、同号八(一)を次のように改める。

(一) 一五度の温度で測定したときのかさ密度が一立方センチメートル当たり一・七ニグラム以上、かつ、粒子の径が一〇〇マイクロメートル以下の人造黒鉛であつて、次のいずれかに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの
又は管であつて、内径が六五ミリメートル以上、厚さが二五ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの

2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上のもの

第三条第十六号へを次のように改める。

へ 次のいずれかに該当するタングステン、モリブデン若しくはこれらの合金を主たる構成物質とする

粉又はその粉を固めたもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の構造材料として用いることができるものに限る。）

（一） タングステン又はタングステンの含有量が合金の全重量の九七パーセント以上の粉であつて、その粒子の径が五〇マイクロメートル以下のもの

（二） モリブデン又はモリブデンの含有量が合金の全重量の九七パーセント以上の粉であつて、その粒子の径が五〇マイクロメートル以下のもの

（三） タングステン若しくはタングステンの含有量がその合金の全重量の九七パーセント以上（銅又は銀を含浸させたものである場合にあつては、タングステンの含有量が合金の全重量の八〇パーセント以上。）の粉を固めたものであつて、次のいずれかに該当するものに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの
又は管であつて、内径が六五ミリメートル以上、厚さが二五ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの

2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一三〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上のもの

第三条第十七号ホ中「であつて」の下に「、慣性航法装置又は誘導装置に使用するよう設計したもののうち」を加え、同条第十七号の三二(二)を次のように改める。

(二) スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

第三条第十七号の三へ中「電気の供給及び信号情報の伝達を行うことができるスリップリングを有するもの」を「スリップリング又は電力の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの」に改める。

第三条第二十二号の二ロ(一)中「三ミリラジアン」を「一・五ミリラジアン」に改め、同条第二十五号イ中「もの(五〇〇キログラム以上の)」を「もの(」に改め、「、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)(又は同号ロ」を「又は第二号」に改める。

第四条第三号中「第十三号イに該当する」を削り、「芳香族ポリイミド」の下に「（熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用による重合化が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに熔融することのないものに限る。）」を加え、同条第四号中「附属品」の下に「（第三条第十一号に該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「包み及び巻く作業」を「包み作業及び巻き作業」に、「軸」を「基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）」に改め、同号ロ中「トウ」を削り、「軸を二本」を「基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を五本」に改め、同号に次のように加える。

ト 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を二本以上有するもの

第四条第八号イ中「初透磁率」を「比初透磁率」に改め、同条第十三号イ中「（圧縮成形を行う場合に液体とならない粉末状のもの又は成型品を除く。）」を削り、同条第十五号ロ（一）中「一二、七〇〇、〇〇〇メートル」を「一四、六五〇、〇〇〇メートル」に改め、同号ロ（二）中「二三五、〇〇〇メートル」を「二六八、二〇〇メートル」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ プリプレグ又はプリフォームであつて、次の(一)及び(二)を使用したもの

(一) 次の1又は2に該当するもの

1 八に該当する無機繊維

2 有機繊維又は炭素繊維であつて、次の一及び二に該当するもの

一 比弾性率が一〇、一五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

二 比強度が一七七、〇〇〇メートルを超えるもの

(二) 次のいずれかに該当する樹脂

1 第十三号又は第十四号口に該当するもの

2 フェノール樹脂であつて、動的機械分析によつて測定したガラス転移点が一八〇度以上のもの

の

3 動的機械分析によつて測定したガラス転移点が二三二度以上のもの(フェノール樹脂及び1

に該当するものを除く。)

第六条各号(第一号八及び又、第八号の二並びに第十三号を除く。)(中「(他の貨物に使用するように

設計したものを除く。）」を削り、同条第一号八中「（他の貨物に使用するように設計したものを除く。

ただし、シリコンを主材料としたマイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、オペランドの長さが八ビット以下のものにあつては、他の貨物に使用するように設計したものを含む。）」を削り、同号ト（一）及び（二）を次のように改める。

（一） 最大デジタル入出力数が二〇〇を超えるもの

（二） システムゲート数が二三〇、〇〇〇を超えるもの

第六条第一号ト（三）を削り、同号リ（一）中「一、〇〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同号リ（二）中「〇・一ナノ秒」を「〇・〇二ナノ秒」に改め、同号又中「及び他の貨物に使用するように設計したものの」を削り、同条第二号八及びホ中「マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器」を「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器」に改め、同号又（二）中「平均出力電力密度」を「平均出力電力の質量に対する比」に改め、同号に次のように加える。

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、次の（一）及び（二）に該当するように設計したものの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが10ヘルツ超10キロヘルツ未満において、搬送波に対する1ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\begin{array}{ccc}
 \left. \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right\} & - 20 \log_{10} & \left. \begin{array}{l} \text{ヘルツで表} \\ \text{した動作周} \\ \text{波数とオフ} \\ \text{セット周波} \\ \text{数の隔たり} \end{array} \right\} \\
 20 \log_{10} & & - 126
 \end{array}$$

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが10キロヘルツ以上500キロヘルツ未満において、搬送波に対する1ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

ヘルツで表

した動作周

20 | og10 波数とオフ - 114

メガヘルツ
で表した動
作周波数

セット周波

数の隔たり

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が三二二ピコ秒未満のもの

(二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを
超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) 一〇・六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツ
を超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

(四) 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツ

を超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 四三・五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未

満のもの

第六条第三号中「信号処理装置であつて、次のいずれかに該当するもの」の下に「(特定の帯域通過、

低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものを除く。)

を「を」を加え、同号イ(二) 1中「五五デシベル」を「六五デシベル」に改め、同号イ(三) 3中「五五デシベル」を「六五デ

シベル」に改め、同号ロ中「二・五ギガヘルツ」を「六ギガヘルツ」に改める。

第六条第八号を次のように改める。

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの

第六条第八号の二中「鉄道又は航空機用に」を「鉄道車両又は航空機に使用するように」に改め、「及び他の貨物に使用するように設計したもの」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の三 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールであつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの(民生用の自動車、鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置

に組み込まれたものを除く。)

イ 最大動作接合部温度が二一五度を超えるように設計したもの

ロ 繰返しピーク休止状態電圧が三〇〇ボルトを超えるもの

ハ 継続電流が一アンペアを超えるもの

第六条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第六条第十三号中「及び他の貨物に使用するように設計したもの」を削り、同号八中「あらゆる」を「いずれかの」に改め、同号八(一)中「一〇ナノ秒」を「三二二ピコ秒」に改め、同号二を次のように改める。

二 最大合成出力周波数が三・二ギガヘルツを超え、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満において、搬送

波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

ヘルツで表

した動作周

20 | \log_{10}

メガヘルツ
で表した動

- 20 | \log_{10}

波数とオフ

- 126

作周波数

セット周波

数の隔たり

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満におい

て、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未

満のもの

ヘルツで表

した動作周

20 | \log_{10}

メガヘルツ
で表した動

- 20 | \log_{10}

波数とオフ

- 114

作周波数

セット周波

数の隔たり

第六条第十四号を次のように改める。

十四 ネットワークアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 最大動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、かつ、出力が三ー・六二ミ
リワットを超えるもの

ロ 最大動作周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

第六条第十七号中「製造用の装置」の下に「（ホにおいて「半導体製造装置」という。）」を加え、同
号八を次のように改める。

ハ 異方性プラズマドライエッチング装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） パターンを形成する線の最小線幅が六五ナノメートル以下の回路を実現することができるも
の

(二) ウエハーの外縁から二ミリメートル以下の範囲を除外したウエハーの表面におけるパターンを形成する線の最小線幅の不均一性が、三シグマの分布において一〇パーセント以下の範囲に収まるようにウエハーを加工することができるもの

第六条第十七号ホ(一)を次のように改める。

(一) イ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する半導体製造装置であってそれぞれ異なるものを三台以上接続することができるように設計したウエハーの出し入れ用の接続部を有するもの(異なる機能を有するものを接続することができるものに限る。)

第六条第十七号ホ(二)中「連続して」を「順次」に改める。

第七条第一号ハを削り、同条第三号ハ及びホ中「〇・七五実効テラ演算」を「一・五実効テラ演算」に改め、同号チを次のように改める。

チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置であって、転送されるデータの転送速度が二・〇ギガバイト毎秒を超える

もの

第八条第五号の三口中「、及びこれを」を「、かつ、これを」に改め、同号に次のように加える。

ハ 使用されている移動通信プロトコルを利用するもの

第八条第八号の二イを次のように改める。

イ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 一、七五〇ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであって、プラセオジウムを添加したふっ化物を用いた光ファイバーを用いたもの

(三) コヒーレント伝送方式を用いたもの

(四) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が二・五ギガヘルツを超えるもの（テレビジョン放送（有線テレビジョン放送を含む。）用の装置を除く。）

第八条第八号の二中口及びハを削り、二を口とし、ホをハとする。

第八条第九号中「からヲまで」を「からカまで」に、「その部分品」を「これらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）」に改め、同号へを次のように改める。

実現するために設計した部分品に限る。）」に改め、同号へを次のように改める。

へ 暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダーライタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

1 トから力までのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

2 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次の一から三までのすべてに該当するもの

一 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報の保護のためにのみ使用するもの

二 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のために使用するもの

三 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

(二) リーダライタであつて、専ら(一)に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したものである(電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。)

第八条第九号又中「携帯用電話機端末」の下に「(携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。)」を、「移動用電話機端末」の下に「(専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。)」を加え、同号に次のように加える。

ワ ヲ(一)から(三)までのすべてに該当する民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を有する装置であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能を変更することができないもの

(二) 当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

(三) 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号機能を変更することができないもの

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開され、又は市販されている暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

第八条第十号中「その部分品」の下に「（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）」を加え、同条第十一号を次のように改める。

十一 秘密保護機能（当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。）を有する情報通信システムであつて、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品（秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。）

第八条第十二号中「その部分品」の下に「（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限

る。」を加え、同条第十三号を次のように改める。

十三 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

第九号第一号イ（一）１中「水深」を「海底の地形」に改め、同号イ（二）１中「この号において」を削り、同号イ（五）を次のように改める。

（五） 船舶用の位置決定装置であつて、次の１及び２に該当するもの又はその部分品

１ 船舶の位置を決定するために受信する信号を発信する装置（２において「応答機」という。）を探知することができる距離が一、〇〇〇メートルを超えるもの

２ 応答機から一、〇〇〇メートルの距離において信号を受信したときの位置精度の二乗平均が一〇メートル未満のもの

第九号第一号イに次のように加える。

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

- 1 対象を探知することができる距離が五三〇メートルを超えるもの
- 2 当該装置から五三〇メートルの距離における位置精度の二乗平均が一五メートル未満のもの
- 3 送信パルスの帯域幅が三キロヘルツを超えるもの

第九条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であつて、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

第九条第三号イに次のように加える。

(三) フォーカルプレーンアレイであつて、素子の数が二、〇四八を超え、かつ、三〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

第九条第三号ロ(一)3中「もの」を「ものであつて」に、「以下のものを除く。」を「を超えるもの」に改め、同号ロ(二)3中「光電陰極(最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワット以下のものを

除く。)又は遷移電子光陰極」を「光電陰極又は遷移電子光電陰極であつて、最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワットを超えるもの」に改め、同号へを削る。

第九条第五号イ(二)及び同条第八号イ(二)中「又は同号へ」を削り、同条第十号ロ(六)1中「以下」を「未満」に改め、同号ロ(六)2中「一ナノ秒超」を「一ナノ秒以上」に改め、同号ニ(一)中「半導体レーザー発振器」を「半導体レーザーダイオード」に、「半導体レーザーアレー」を「半導体レーザー」に改め、同号ニ(一)3中「該当するもの」の下に「(4又は5の半導体レーザースタックアレーに組み込まれたものを除く。)」を加え、同号ニ(一)3一中「八〇ワット」を「一〇〇ワット」に改め、同号ニ(一)4を次のように改める。

4 半導体レーザースタックアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロワット未満であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

- ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロワット以上五キロワット以下であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が三五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ハ 総平均出力又は持続波の総定格出力が五キロワットを超えるもの
- ニ ピークパルス出力密度が二、五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ホ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一五〇ワットを超えるもの
- の
- 二一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット未満であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が一五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット以上五〇〇ワット以下であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ハ 総平均出力又は持続波の総定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

二 ピークパルス出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ホ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一五ワットを超えるもの

三 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が十ワットを超えるもの

ハ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一・五ワットを超えるもの

四 三に該当する半導体レーザーを一以上含むもの

第九条第十号二(一)に次のように加える。

5 半導体レーザースタックアレーであつて、他の半導体レーザースタックアレーと結合するよ
うに設計したもののうち、他の半導体レーザースタックアレーと電子回路及び冷却ユニットを

共有するための接合部を有するもの（４に該当するものを除く。）

第九条第十一号イ（一）中「においてノイズレベル」を「における感度」に改め、同号ロ及びハ中「ノイズレベル」を「ヘルツの周波数における感度」に改め、同号ニ中「においてノイズレベル」を「における感度」に改め、同号ホからトまで、リ、又及びヲ中「ノイズレベル」を「感度」に改め、同号に次のように加える。

ワ 磁場勾配計であつて、イ又はロに該当する磁力計を用いたもの

第九条第十三号中「、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置、気象レーダー及びこれらの部分品」を「、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）」に改め、同号ホ中「フェーズドアレーアンテナ」を「アレーアンテナ」に改め、同号ヘ中「（国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダーを除く。）」を削り、同号又中「（測量用又は気象観測用のライダーを除く。）」を削り、同号又に次のように加える。

（三） 航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものであつて、国際水路機

関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し、かつ、四〇〇ナノメートル超六〇

〇ナノメートル以下の波長範囲で使用する一以上のレーザー発振器を用いるもの

第九条第十三号ヲ（三）中「実時間でデータを交換する」を削り、「目標の強調又は識別をするために」を「いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」に改め、同号ヲ（四）中「（実時間でデータを交換するものに限る。）」を削り、「目標の強調又は識別をするために」を「いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」に改める。

第十条第五号イ及びロを次のように改める。

イ 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ アダプティブアンテナシステムを構成するもの

第十一条第五号ハを削り、同号ニを同号ハとする。

第十二条第一号イ中「から又まで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。」の「の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加え、同条第三号

中「から又まで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。」の「の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加え、同条第十号の二イ（一）を次のように改める。

（一） 自律飛行することができるもの

第十二条第十号の二ロ（二）を次のように改める。

（二） 航法装置、姿勢を測定するための装置、誘導装置、姿勢制御装置又は飛行制御装置（第十条に該当するものを除く。）であつて、イに該当する無人航空機に自律飛行する機能を付与するた
めに設計したもの

第十二条第十二号中「から又まで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。」の「の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加える。

第十三条第二項第二号ニ及びホを次のように改める。

ニ 削除

ホ 削除

第十三条第二項第二号ソを次のように改める。

ソ ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン

第十三条第二項第二号フを次のように改める。

フ テトラアセチルベンジルヘキサアザイソウルチタン

第十三条第二項第二号ア中「添加剤」を「添加物」に改める。

第十三条第九項に次の一号を加える。

三 妨害電波により無線制御された簡易爆発装置をあらかじめ爆発させ、又は起爆を阻止するように設計した電子式の装置

第十三条に次の一項を加える。

10 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、表面弾性波の測定、イオン移動度分光分析、微分型移動度分析又は質量分析のいずれかの方法によつて爆発物の痕跡を探知するもの（濃度一ピーピーエム未満の蒸気又は質量一ミリグラム未満の固体若しくは液体の探知が可能なもの）に限り、専ら実験用機器として利用することを目的として設計したもの又は步行して当該装置を通過する

対象が当該装置に接触することなく爆発物を探知するように設計したものを除く。)

第十四条第八号イ中「、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置、気象レーダー」を「、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）」に改め、第九号イ（三）中「から4までのすべて」を「及び2」に改め、同号イ（三）1を削り、同号イ（三）2中「一〇時間以上」を「連続して一〇時間以上」に改め、同号イ（三）2を同号イ（三）1とし、同号イ（三）3を同号イ（三）2とし、同号イ（三）4を削る。

第十五条第一項第二号、第三号及び第四号中「、当該貨物」を「当該貨物」に改める。

第十五条の三中「又は製造」を「、製造又は使用」に改める。

第十六条第一項第六号中「から第二十七号まで」を「から第六号まで若しくは第七号から第二十七号まで」に改め、同項第十一号中「五〇〇キログラム以上のペイロード」を「ペイロード」に改め、「（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）」を削り、同条第三項第一号中「五〇〇キログラム以上のペイロード」を「ペイロード」に改める。

第十九条第一項第一号中「第六条第十六号」を「第六条第十六号口」に改め、同項第二号中「（同条第十六号）」を「（同条第十六号口）」に改め、同項第三号中「第六条第十六号」を「第六条第十六号口」に改める。

第二十条第二項第一号イ中「 $\circ \cdot \circ$ 四実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に、「 $\circ \cdot \circ$ 一実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 五実効テラ演算」に改め、同号ロ中「 $\circ \cdot \circ$ 一実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 五実効テラ演算」に、「 $\circ \cdot \circ$ 七五実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に改め、同項第二号中「 $\circ \cdot \circ$ 四実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に、「 $\circ \cdot \circ$ 一実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 五実効テラ演算」に改め、同号ロ中「 $\circ \cdot \circ$ 一実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 五実効テラ演算」に、「 $\circ \cdot \circ$ 七五実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に改め、同項第五号中「 $\circ \cdot \circ$ 四実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に、「 $\circ \cdot \circ$ 七五実効テラ演算」を「 $\circ \cdot \circ$ 二五実効テラ演算」に改め、同項第七号から第十二号までを削る。

第二十一条第一項第一号中「又は第六号」を削り、同項第二号中「から第七号まで、第八号の二、第九

号、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第五号の四まで又は第九号から第十三号まで」に改め、同項第三号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十三号まで」に改め、同項第四号中「から第七号まで又は第八号の二」を「から第五号の四まで」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同項第六号中「から第七号まで又は第八号の二」を「から第五号の四」に改め、同項第七号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十二号まで又は第一項第九号若しくは第十号」に改め、同項第八号中「、第四号から第七号まで」を「又は第四号から第五号の四まで」に改め、同項第八号の二中「、第十号、第十二号又は第十三号のいずれか」を「から第十二号までのいずれか又は第一項第九号若しくは第十号」に改め、同項第九号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十二号まで」に改め、同条第二項第三号の二中「、イ」及び「、ハ」を削り、同号イ中「一五ギガビット毎秒」を「五〇ギガビット毎秒」に改め、「（最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。）」を削り、同号ロ（二）中「ふつ化物の」を「ふつ化物を用いた」に改め、同号ロ（四）中「、一ウィンドウ当たりの光搬送波の数が八を超えるもの」を「、光搬送波の間隔が一〇〇ギガヘルツ未満のもの」に改め、同号ハ中「有するもの」の

下に「であつて、光信号の交換所要時間が一ミリ秒未満のもの」を加え、同号に次のように加える。

へ 専ら移動体において使用するよう設計したものであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 光波長が二〇〇ナノメートル以上四〇〇ナノメートル以下で使用することができるもの。

(二) ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの

第二十一条第二項第四号を次のとおり改める。

四 削除

第二十一条に次の二項を加える。

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

- 一 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六デシベルエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの
- 二 動作周波数が六ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇デシベル)

エム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

三 動作周波数が一六ギガヘルツ超三・一・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・八ワット(二九デイベーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

四 動作周波数が三・一・八ギガヘルツ超三・七・五ギガヘルツ以下のもの

五 動作周波数が三・七・五ギガヘルツ超四・三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・二五ワット(二四デイベーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

六 動作周波数が四・三・五ギガヘルツを超えるもの

4 外為令別表の九の項(四)の経済産業省令で定める技術は、超電導材料を用いた通信装置であつて、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 超電導ゲートを有するデジタル回路用の電流スイッチングの機能を有するものであつて、ゲート当た

りの遅延時間にゲート当たりの電力消費を乗じて得た値が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一ミリジュール未満のもの

二 周波数を分離する機能を有するものであって、キュー値が一〇、〇〇〇を超える共振回路を有するもの

第二十二条第一項第二号中「第九条第一号イ(二)」の下に「、(六)」を加え、同項第四号中「第九条第九号ハ」を「第九条第一号イ(六)、第九号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第九条第三号二(一)2又はホ(二)に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、かつ、最大フレーム速度が九ヘルツを超えるように設計又は改造したもの

第二十二条第二項第三号二を次のように改める。

二 航空管制のために用いられるプログラムであつて、五以上の一次レーダーから目標データを受信することができるもの

第二十三条第四項第五号へ中「フルオーソリティーデジタルエンジン制御」の下に「するための装置」

を加える。

第二十五条第三項第二号チを次のように改める。

チ 削除

第二十五条第三項に次の一号を加える。

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であつて、エンジンの推力又は軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの

ロ エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は製造に係る技術

ハ エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられる制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）の設計に係る技術

第二十七条第一項第五号中「ものを設計し、又は製造するために設計した」を削り、同条第二項中「若しくは製造」を削り、同項に次の一号を加える。

五 次のイ及びロに該当するもの（ソースコードを含む。）

イ 第九条第一号イ（六）に該当するものからの音響データを実時間で処理するもの

ロ 水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するもの

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第二条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号を削り、同条第四項及び第五項中「、同項第三号の申請を許可し、及び承認し

たときは別表第五で定める様式による輸出許可・承認証に」を削る。

別表第五を次のとおり改める。

別表第五 削除

別表第六中「注(1) 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX

番号」の欄は、前欄に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。

(輸入貿易管理規則の一部改正)

第三条 輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「様式による申請者届出書に記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該」を削る。

別表第一中「銀行帳」の下に「又は資金移動帳」を加える。

別表第三中「注(1) 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前欄に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前欄に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。

(外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部改正)

第四条 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令(昭和四十四年通商産業省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式中「20万円」を「50万円」に、「十」第68条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した

者」を「十一 第68条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者」に、「十一 第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者」を「十二 第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者」に改める。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第五条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該様式による申請者届出書に」を削る。

第八条の見出しを「(銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続)」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「又は資金移動業者(資金決済に関する法律(平成十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項及び第三項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第九条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関

との間の協定の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供することを目的とする取引

三の三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十条で規定する国際機関の指定する者が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去するときの当該国際機関が指定する者に対して行う技術を提供することを目的とする取引

第九条第二項第十四号イ（二）中「使用に際して」を「当該プログラムの使用に際して当該プログラムの」に、同号ロ中「」該当する」の下に「ことが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できる」を加え、同号ロ（二）中「暗号機能が使用者」を「当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者」に改め、同号ロ（三）中「使用に際して」を「当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの」に改める。

別紙様式第一から第六まで中「密」の下に「ニ」を加える。

別紙様式第六の三中「注(1)」「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正前の様式（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の様式を除く。）は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際に現にあるこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式により使用されている書類は、この省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式によるものとみなす。